

道路空間における賑わいや憩いの場の  
創出を目的としたイベント等の道路占用  
ガイドライン

令和5年4月  
宇都宮市

## 目次

1. 策定の目的 .....	1
2. イベント等の基本的な考え方 .....	1
3. 道路占用許可基準 .....	2
(1) 占用目的 .....	2
(2) 占用主体 .....	2
(3) 占用期間 .....	2
(4) 占用場所 .....	3
(5) 占用物件の構造 .....	3
(6) 占用許可の条件 .....	4
4. 道路占用許可申請の手続の流れ .....	5
5. 道路占用許可申請に必要な書類 .....	6
6. その他必要となる手続 .....	7
7. 各種様式 .....	8
別表1 道路占用チェックリスト .....	13

## **1. 策定の目的**

これまで、本市では、まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、道路や広場などの公共空間を居心地がよく歩きたくなる空間としていく「ウォーカブルなまちづくり」を進めてきたところでもあります。

そのような中、地域の賑わい創出のためのキッチンカーや露店などのイベントによる道路空間の活用への期待が全国的に高まっており、本年4月に、国土交通省において、『「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン』が策定されたところでもあります。

本市においても、JR宇都宮駅東側のLRT開業や西側への導入を見据え、道路空間を地方公共団体や地域住民・団体等が一体となって取り組むイベント等の場として利用することにより、歩行者の回遊性向上や地域の活性化、まちの賑わいの創出など、これまで以上に魅力あるまちづくりに寄与することへの期待がますます高まっているところでもあります。

そこで、本市の道路管理上支障のない範囲内において、賑わいや憩いの場の創出を目的としたイベント等(以下「イベント等」という。)に道路空間を適切かつ積極的に活用することができるよう、道路占用における具体的な基準や留意点を取りまとめた本ガイドラインを策定したところでもあります。

## **2. イベント等の基本的な考え方**

本ガイドラインが対象とするイベント等については、道路が公共の財産であることや道路上へ占用する物件の設置が一般交通の支障となるおそれがあることなどから、次の点に十分に配慮し、公共性・公益性の確保や地域における合意形成に留意したものであることが必要です。

- ・ イベント等が公共性・公益性の観点から、特定の者の利害につながるようなことがないようすること。
- ・ イベント等が参加者はもちろん、他の道路利用者、沿道住民、沿道店舗など多数の関係者の間で十分な合意形成を図ること。

なお、地域のお祭りや商店街のイベントなど地域住民や団体などが独自に実施するイベント等は本ガイドラインの対象外とし、別途道路管理者等と協議する必要があります。

### **3. 道路占用許可基準**

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、期間を定めて継続して道路を使用することであり、道路占用を行う際には、道路管理者による許可(道路占用許可)が必要となります。

道路占用許可は、道路法第32条、第33条や宇都宮市道路占用管理規則などに基づき、申請者からの申請を受け、審査することになりますが、イベント等が本ガイドラインの次の要件に該当するものについては、本市の道路空間における賑わいや憩いの場の創出に資する道路占用として、申請負担の軽減、審査時間の短縮を図ります。

#### (1) 占用目的

イベント等が、単なる営利目的ではなく、地方公共団体及び地域住民・団体などが一体となり、道路空間における賑わいや憩いの創出などに取組むことを目的とするものであること。

#### (2) 占用主体

イベント等に伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用するものであること。なお、占用料については、占用主体が以下のいずれかに該当する場合には、免除される。

ア 地方公共団体

イ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など

ウ 地方公共団体が支援するイベント等（地方公共団体が支援する理由及び内容並びにイベント等に係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）の実施主体

※ ウの場合は、地方公共団体が支援しているかの確認を行う必要があるため、後援名義使用許可決定通知書(写)などを添付すること。

#### (3) 占用期間

占用期間は、道路法施行令第9条に規定されており、原則、道路占用物件の設置が一般交通の支障となるおそれがあることを鑑み、一定期間の占用のみ認めている。

ただし、イベント等の占用期間が継続的・反復的なものについても実施可能であることから、道路管理者及び警察に事前相談を行うこと。

※ イベント等の内容や道路状況によってはこの限りではない。

(4) 占用場所

- 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。
- 歩道上にイベント等に伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5 m以上、その他の場所にあつては2.0 m以上）を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。
- イベント等に伴う占用物件は、建築限界を考慮し、歩車道境界から25 cm以上離れた場所に設置すること。ただし、交通規制を伴う場合で、道路管理者及び警察が道路の構造又は交通に支障がないと認めた場合については、この限りではない。
- 視覚障がい者ブロックが設置されている箇所については、当該ブロックからの距離を60 cm以上確保し、利用者の安全を確保すること。
- また、以下の場所は占用禁止である。
  - ① 交差点の側端又は道路の曲がり角から5 m以内の場所
  - ② 横断歩道の側端から5 m以内の場所
  - ③ バス停留所から10 m以内の場所
  - ④ 消火栓又は火災報知器から5 m以内の場所
  - ⑤ 建物の避難口周辺
  - ⑥ 橋、トンネル又は踏切から5 m以内の場所
  - ⑦ 他の占用物件に支障を及ぼすおそれのある場所
- 本市で管理している道路や広場等であること。

※ 国・県道など他の道路管理者が管理する道路と併せてイベント等を実施する場合には、各道路管理者と協議し、許可を得ること。

(5) 占用物件の構造

- 道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観などを妨げるものでないこと。
- やむを得ず、道路に支障を及ぼした場合は、原因者において現況復旧すること。
- 占用物件を設置する際は、道路標識や視覚障がい者ブロック等の道路施設の機能を妨げないこと。特に、視覚障がい者ブロックの上に人や物が滞留することがないように、イベント等の参加者に周知徹底すること。
- 占用物件は、信号機や道路標識と類似し、これらの効用を妨げ、又はその視認性を害するものではないこと。

(6) 占用許可の条件

- ・ 道路法等の関係法令及び本ガイドラインを遵守すること。
  - ・ 周辺の美化に努めること。
  - ・ 占用箇所以外の道路上での客引き、宣伝活動等を行わないこと。
  - ・ イベント等により多数の来場者が見込まれる場合は、交通誘導員を配置し、十分な輸送手段や駐車場を確保すること。
  - ・ 来場に当たっては、公共交通機関の利用を促すとともに、車での来場者に対しては、迂回路や駐車場などの交通案内を行うこと。
  - ・ イベント等の終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。
  - ・ 関係車両のイベント等会場の出入りに当たっては、緊急車両や歩行者等の通行の妨げにならないようにすること。
- ※ 占用許可の条件は、対象地の道路状況により異なることから、道路管理者より付された条件を遵守すること。

これらの条件に加えて、次の行為は禁止とする。

- ・ 公序良俗に反すること。
- ・ ギャンブルに関すること。
- ・ 宗教活動に関すること。
- ・ 政治活動に関すること。
- ・ 個人及び特定の団体を非難する主義又は主張を述べること。
- ・ その他、道路管理者が不相当と認めること。

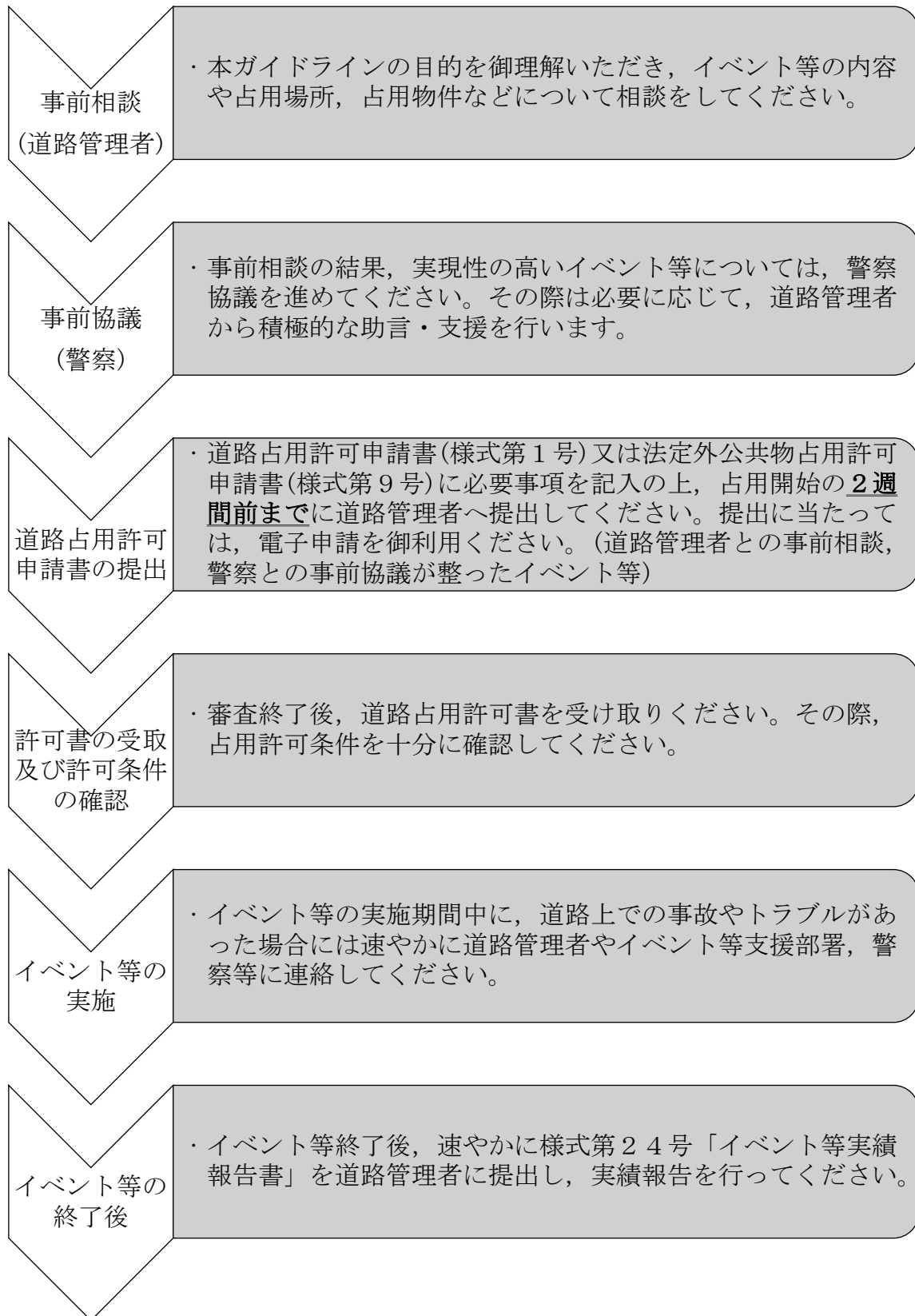
<道路使用許可と道路占用許可の違い>

道路上でイベント等を実施する場合には、「道路使用許可」が必要になります。併せて、テントなどの物件を設置する場合には、「道路占用許可」が必要になります。警察と道路管理者それぞれの許可が必要になりますので、御注意ください。

⇒ 道路占用許可は道路上でのイベント等の許可ではありません。テントなどの物件を道路上に設置することに対しての許可になります。

#### 4. 道路占用許可申請の手続の流れ

道路占用許可申請の手続は次のとおりです。



## 5. 道路占用許可申請に必要な書類

道路占用許可申請に必要な書類は次の表のとおりです。表に記載の書類を準備の上、別表1「道路占用チェックリスト」を添付し、道路管理課へ申請してください。

NO.	必要書類	備考
1	道路占用許可申請書又は法定外公共物 占用許可申請書	様式第1号, 様式第9号
2	道路占用料等減免申請書又は法定外公 共物占用料等減免申請書	様式第3号, 様式第14号
3	位置図・案内図	
4	イベント等関係図面 (計画平面図・計画断面図など)	イベント等の使用範囲や占用物 件の配置が分かる計画図 イベント等の実施概要やスケジ ュールなどが分かるもの
5	道路復旧図	現況復旧が必要な場合
6	占用物件の構造図	詳細な寸法や形状などが分かる もの
7	安全対策関係図面	規制方法や安全対策の方法など が分かるもの
8	後援名義使用許可決定通知書(写)など	地方公共団体が支援する場合
9	現況写真	イベント等の使用範囲や占用物 件の配置箇所を分かるようにす ること
10	公共交通機関の利用計画書	輸送手段の計画が分かるもの
11	交通案内計画図	迂回路や駐車場を設置する場合
12	交通誘導員配置図	交通誘導員を配置する場合
13	緊急連絡表	夜間・休日緊急時に連絡が取れ る体制が分かるもの
14	イベント等実績報告書	イベント等終了後提出
15	その他道路管理者が必要とするもの	

### 【問合せ先】

- ・住 所：〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
- ・ 建設部 道路管理課 管理グループ
- ・電 話：028-632-2527
- ・FAX：028-632-5370
- ・メール：u1608@city.utsunomiya.tochigi.jp



## 6. その他必要となる手続

イベント等の実施に当たっては、道路占用許可だけでなく、道路使用許可のほか、出店する店舗等や占用物件によっては、食品営業許可、建築許可・建築確認、各消防署への届出が必要になるなど、その他の手続が必要になる場合もありますので、時間的な余裕を持ち、関係機関に事前相談を行ってください。

手続名	問合せ先
<b>道路使用や交通規制に関すること</b>	
道路使用許可	管轄の警察署
イベント等で道路を使用する場合には、道路交通法第77条に基づき、所轄する警察署長の許可が必要になります。	
<b>食品に関すること</b>	
食品催事届	保健所生活衛生課
イベント等でごく短期間のみで行う催しものにおいて、飲食物を提供する場合には、食品催事届の提出が必要となります。また、反復継続して行う場合は、食品衛生法の施設基準に適合した施設（キッチンカーを含む。）を設け、営業許可が必要になります。	
<b>看板などの広告物に関すること</b>	
屋外広告物に関する許可	建築指導課
イベント等で屋外広告物を掲出する場合には、宇都宮市屋外広告物条例に基づき、市長の許可が必要になります。	
<b>屋台やキッチンカーなどの設置に関すること</b>	
<b>※建築物に該当するかどうか事前に確認してください。</b>	
建築許可	建築指導課
道路内に建築物を設置する場合には、建築基準法第44条に基づき、許可を得ることが必要になります。また、仮設建築物として制限の緩和を受ける場合には、建築基準法第85条に基づき、許可を得ることが必要になります。	
建築確認	建築指導課
建築物を設置する計画がある場合には、建築基準法第6条又は第6条の2に基づき、建築確認が必要になります。	
<b>火災予防に関すること</b>	
<b>※火気器具等を使用する場合には、事前に確認してください。</b>	
火災予防に関する届出	管轄の各消防署や分署
イベント等で火気器具を使用する場合には、宇都宮市火災予防条例に基づき、消火器の準備や露店等の開設届出が必要になります。	

※認定市道の場合に使用する。

7. 各種様式

様式第1号

道路占用  
許可申請  
協議書

新規	更新	変更	宇都宮市指令道管第 年 月 日	号
----	----	----	--------------------	---

(あて先) 宇都宮市長

令和 年 月 日

〒  
住所  
氏名  
担当者  
印

第32条 許可を申請  
道路法 第35条 の規定により 協議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	市道 号線	車道・歩道・その他( )
	場所	宇都宮市 町 丁目 番 番地号	
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	占用物件 の構造	
	間		
工事の時期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	工事实施 の方法	直営・請負
	間		
道路の 復旧方法	別紙復旧図のとおり	添付書類	位置図、案内図、平面図、横断面、構造図 復旧図、現況写真、その他( )
号	許可 宇都宮市指令道管 第 道路占用 書 回答		
条件	上記の 申請 協議 のあった道路占用については、道路法 32 許可 第35条 の規定により、回答 します。		
道路占用料金	金 円也	(別途発行する納入通知書により納入のこと。 年度以降の占用料金は、毎年度決定し通知する。)	
令和 年 月 日	宇都宮市長 佐藤 栄一		

【記載要領】

- 「許可申請 第32条 許可を申請 協議 第35条」及び「協議 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
2. につ 

新規	更新	変更
----	----	----

 いては、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
4. 「場所」の欄には、地番又は番地先まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

※法定外道路の場合に使用する。

様式第9号

新規	更新	変更	宇都宮市指令道管第	号
			年 月 日	

## 法定外公共物占有許可申請書

(あて先) 宇都宮市長

令和 年 月 日

〒  
住所  
氏名  
担当者  
印

宇都宮市法定外公共物管理条例の規定により、次のとおり申請します。

占有の目的						
占有の場所	水路・道路・その他( )					
	場所	宇都宮市				
占有物件	名	称	規	模	数	量
占有の期間	令和	年	月	日から	間	占有物件の構造
	令和	年	月	日まで		
工事の時期	令和	年	月	日から	間	工事实施の方法
	令和	年	月	日まで		直営・請負
復旧方法	別紙復旧図のとおり			添付書類	案内図,位置図,平面図,横断図,構造図,復旧図,公図,境界協定書,現況写真,その他( )	
宇都宮市指令道管第 号						
法定外公共物占有許可書						
上記について、次のとおり許可します。						
条件	別紙条件書のとおり					
占有料金	金	円也 (別途発行する納入通知書により納入のこと。 年度以降の占有料金は、毎年度決定し通知する。)				
令和 年 月 日						
宇都宮市長 佐藤栄一						

### 記載要領

1. 

新規	更新	変更
----	----	----

 については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書の指令番号及び年月日を記載すること。
2. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に氏名及び連絡先を記載すること。
3. 場所の欄には、地番又は番地先まで記載すること。占有が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「水路・道路・その他」については該当するものを○で囲み、その他の場合は具体的に用途を記載すること。
4. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。
5. 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合その書類名を記載すること。

※認定市道の場合に使用する。

様式第3号

## 道路占用料等減免申請書

(あて先) 宇都宮市長

令和 年 月 日

〒

申請者 住 所  
氏 名  
担 当 者  
Tel

宇都宮市道路占用料条例第3条の規定により、道路占用料の減免を申請します。

占用の場所	路線名	市道	号線	車道・歩道・その他
	場所	宇都宮市		
占用物件	名称			
	数量			
占用の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
減免理由				

法定外公共物占用料等減免申請書

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

〒  
 申請者 住 所  
 氏 名  
 担 当 者  
 電

宇都宮市法定外公共物管理条例第 7 条の規定により、法定外公共物占用料の減免を申請します。

占用の場所	場所	宇都宮市
		車道・歩道・その他 ( )
占用物件	名称	
	数量	
占用の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
減免理由		

## イベント等実績報告書

(あて先) 宇都宮市長

令和 年 月 日

〒  
申請者 住 所  
氏 名  
担当者  
TEL

下記のイベント等について、終了しましたので、実績を報告いたします。

記

占用 受付日	令和 年 月 日	占用 受付番号	第 号
占用 許可日	令和 年 月 日	占用 許可番号	宇都宮市指令道管第 号
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置図</li> <li>・ 案内図</li> <li>・ 実績報告書</li> <li>・ イベント等開始前と終了後の道路状況写真</li> </ul>		

**【留意点】**

※イベント等実績報告書は、1部提出してください。(押印不要)

別表1 道路占用チェックリスト

No	項目	チェック内容	チェック
1	占用目的	地域の活性化や賑わい創出が目的か	<input type="checkbox"/>
2	占用目的	地域住民等の理解は得られているか	<input type="checkbox"/>
3	占用主体	占用主体は、以下のいずれかの者であるか ア 地方公共団体 イ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など ウ 地方公共団体が支援するイベント等（地方公共団体が支援する理由及び内容並びにイベント等に係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）の実施主体	<input type="checkbox"/>
4	占用期間	道路管理者及び警察との協議が済んでいるか	<input type="checkbox"/>
5	占用場所	宇都宮市で管理する道路や広場等であるか	<input type="checkbox"/>
6	占用場所	<b>【国・県道など他の道路管理者が管理している道路と併せてイベント等を実施する場合】</b> 各道路管理者との協議が済んでいるか	<input type="checkbox"/>
7	占用場所	本ガイドライン記載の場所の条件に適しているか	<input type="checkbox"/>
8	構造	本ガイドライン記載の構造の条件に適しているか	<input type="checkbox"/>
9	許可条件	本ガイドライン及び許可条件を十分に理解し、遵守できるか	<input type="checkbox"/>
10	手続	本ガイドライン記載の必要書類は全てそろっているか	<input type="checkbox"/>
11	手続	緊急時における体制を構築し、事故発生時における管理能力があるか	<input type="checkbox"/>
12	手続	道路使用許可や食品催事届など関係する手続について関係課と協議をしているか	<input type="checkbox"/>
13	その他	過去に道路利用に関して、違反行為や禁止行為をしていないか	<input type="checkbox"/>

※全てのチェック項目にチェック☑が付いた上で申請してください。